

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年8月13日

奈良県監査委員 斎藤 信一郎

同 森田 康文

同 西川 均

同 和田 恵治

平成30監査年度 第1回分

ア 本庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>知 事 公 室</p> <p>秘書課</p>	<p>平成30年 8月8日</p>	<p>旅費の過払について 出張旅費について、自宅宿泊の場合は宿泊料を支給しないこととされているが、誤って宿泊料を支給していた事例が認められた。 今後は、旅費に関する条例等の規定に基づき適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、旅費に関する条例等の規定に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
<p>広報広聴課</p>	<p>平成30年 8月8日</p>	<p>契約保証金の受入事務の遅延について 業務委託について、契約保証金の受入れが遅延していた事例が認められた。 今後は、関係法令等に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県契約規則等に基づき、契約保証金の受入れについて、適正な事務の執行に努める。</p>
<p>防災統括室</p>	<p>平成30年 7月24日</p>	<p>負担金の交付決定及び支出負担行為の遅延について 平成29年度の奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会負担金について、7か月遅延して交付決定を行っていた。また、これに係る支出負担行為が7か月遅延していた。 今後は、奈良県補助金等交付規則及び負担金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>公有財産台帳への登録漏れについて 財産の異動があった土地2件、建物5件及び工作物2件について、その内容を公有財産台帳に登録していなかった。 そのため、議会の決算認定に付する際に提出することとなっている財産に関する調書に、平成28年度中に異動のあった土地1件、建物3件の内容が登録されないままとなっていた。 今後は、内部のチェック体制の充実を図るとともに、奈良県公有財産規則及び奈良県会計規則に基づき適切な事務執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県補助金等交付規則及び奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会運営事業負担金交付要綱に基づき、遅滞なく適切な事務処理を行うため課員に周知徹底するとともに、内部のチェック体制としてスケジュール管理に取り組んでいく。</p> <p>奈良県防災行政通信ネットワーク再整備工事による平成28年度中の公有財産台帳への登録漏れであり、再度総点検を行い、総務部管財課及び関係課と協議の上、登録を行った。 今後は、遅滞なく適切な事務処理を行うため課員に周知徹底し、奈良県公有財産規則及び奈良県会計規則に基づき、適切に事務執行に取り組んでいく。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
消防救急課	平成30年 7月24日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日後の支出が認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払は、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出について適正に処理されたい。（注意事項）</p> <p>補助金の交付決定の遅延及び変更承認申請の不備について</p> <p>平成28年度消防力強化支援事業補助金について、補助対象事業の着手後に支出負担行為及び交付決定を行っている事例が複数認められた。また、変更承認の必要が生じたが、補助事業者に対し変更承認申請書の提出を指導しておらず、変更承認申請書の提出を受けないまま実績報告書を受理し、額の確定を行っている事例が認められた。</p> <p>今後は、適時に交付決定を行うとともに、事業の変更が生じたときは奈良県補助金等交付規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>契約書の作成及び支出負担行為の遅延について</p> <p>県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、業務委託について、業務着手後、9か月以上遅延して契約書を作成していた事例が認められた。また、これに係る支出負担行為が遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務</p>	<p>公用車の自賠責保険料の支払については、前金払について課員に周知徹底を図った。</p> <p>さらに、内部のチェック体制としてスケジュール管理を強化するとともに、奈良県会計規則をはじめ各関係法令、規定等に基づき適正な事務処理に努める。</p> <p>消防力強化支援事業補助金に関する今回の不適切な事務執行について課内で情報共有を行った。</p> <p>さらに、内部のチェック体制としてスケジュール管理を強化するとともに、補助金の交付決定及び変更承認申請が生じた場合は、奈良県補助金等交付規則等の規定に基づき、適正な事務処理に努める。</p> <p>契約書の締結及び支出負担行為の遅延に関する今回の不適切な事務執行について課内で情報共有を行った。</p> <p>さらに、内部のチェック体制としてスケジュール管理を強化するとともに、委託契約書の作成及び支出負担行為の時期について、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務処理に努める。</p> <p>事務の執行に当たっては、</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後は、関係法令や条例・規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を見直すなどの事務処理体制を整備し、内部統制の強化・充実に努める。</p>
総 務 部			
<p>行政経営課</p>	<p>平成30年 7月25日</p>	<p>未収金対策について</p> <p>未収金対策の取組について、未収金対策推進連絡会議のもと、積極的な情報交換や研修会を行うとともに、平成25年度の行政監査（税外未収金等に係る債権管理について）の結果を踏まえ、平成28年度には「税外債権管理マニュアル（債権整理編）」の作成を行った。平成29年度には「支払督促申立の手引き」を作成し、研修を実施するなど所管課の債権回収を支援する取組がなされている。</p> <p>しかし、直近の決算で見ると、税外未収金の残高は平成28年度末において総額で42億3,152万円と多額であり、中小企業高度化資金貸付金、中央卸売市場使用料等で減少している一方で、修学支援奨学金貸付金等で増加している。</p> <p>未収金の解消は財政運営上大きな課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められていることから、引き続き実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれない。</p> <p>(意見事項)</p>	<p>未収金対策については、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に基づく事務処理を促すとともに、未収金対策推進連絡会議を開催し、債権回収の取組について報告を求め、情報共有を行った。また、回収困難な債権について弁護士に個別相談を行ったほか、職員の適正な債権管理と回収のノウハウ習得に資するための研修も実施した。さらに、債務者の納付の利便性を向上するとともに、債権回収の促進を図るため、ATM等から口座振込ができる納付方法を整理し、関係所属に導入を促しているところである。</p> <p>今年度は、未収金所管課に対しヒアリングを実施し債権者毎の状況を把握した。それにより、回収可能な債権は支払督促申立等により回収を促進し、回収不可能な債権については、不納欠損処分を行うなど適切な債権管理を強化している。</p> <p>高等学校等奨学資金の口座振替について、平成30年1月から取扱い金融機関を都市銀行にも拡充した。引き続き、ゆうちょ銀行と協議を行い、口座振替を利用できるよう手続を進めているところである。</p> <p>さらに、徴収事務の外部委託について、長期継続契約により年度の切れ目なく継続的</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
			<p>に徴収事務を行っていることから、前年の同時期よりも債権回収の効果が見られる。</p> <p>今後も、法的措置の活用や民間活力を導入した回収の推進等、庁内全体で未収金削減に向けた取組を総合的に実施していく。</p>
財政課	平成30年 7月25日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>年度末の保有残高が多額にならないよう購入検討時に、残額や使用枚数の見込みを的確に把握し、年度内に複数回に分けて購入するなど、切手の保有を必要最小限にするよう努める。</p>
税務課	平成30年 7月25日	<p>県税に係る未収金対策について</p> <p>県税収入について、各県税事務所における様々な取組により、平成29年度の徴収率は平成28年度に比べ0.4ポイント上昇し97.8%となる見込みであり、収入未済額の縮減についても着実な改善が認められる。</p> <p>しかし、未だ平成29年度末見込みで約25億2,548万円の多額の未収金があり、また、徴収率は全国で低位にあるため、今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。</p> <p>(意見事項)</p>	<p>県税収入未済額の66.1%（平成29年度実績）を占める個人県民税については、平成24年度に設置した地方税滞納整理本部を中心に、県・市町村の一体的な徴収体制の強化に取り組んでおり、「奈良モデル」による県職員派遣型協働徴収、また平成30年度には滞納徴収員を採用し市町村と県による協働徴収を実施し徴収強化に努めている。</p> <p>また、自動車税など県税の徴収対策については、各事務所において徴収率や未済額の圧縮率等数値目標を設定し、徴収強化に取り組んでおり、特に自動車税については、預金差押を強化する取組や、税務課及び各税事務所が連携して滞納整理に取り組むなど、より積極的に徴収強化に取り組んでいる。（平成30年度10月末の自動車税の徴収率（現滞）は昨年度同期比0.4%上昇）</p> <p>今後も差押等の滞納処分を早期かつ積極的に行い、税収</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>予定価格の算定誤りについて 貸借業務の一般競争入札に当たり、予定価格が過大に算定されている事例が認められた。 今後は、予定価格の算定金額の確認を徹底し、適正な事務処理に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>及び税負担の公平性の確保を図るとともに、全国的に低位である徴収率についても、その向上に努める。(平成30年度10月末の県税全体の徴収率(現滞)は昨年度同期比0.3%上昇)</p> <p>今後は、予定価格の算定金額の確認を徹底し、予定価格の算定について、適正な事務処理に努める。</p>
管財課	平成30年 7月25日	<p>調定事務の遅延について 県庁舎使用料について、調定手続が調定すべき日から3か月以上遅延していた事例が多数認められた。 今後は、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備を図り、奈良県行政財産使用料条例施行規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>ファクシミリ用回線の開設に係る不適切な事務処理について ファクシミリ用回線の再開手続について、ファクシミリを新設する課が行うべき事務であるのに、管財課が誤って事務処理を行っていた事例が認められた。また、回線使用料についても使用する課が支出すべきであるのに、管財課が誤って支出していた。そして、当該ファクシミリ用回線は、ファクシミリが配備されないこととなったことから使用されず、結果として4か月間の回線使用料の支出は無駄な支出となっていた。 管財課内及び関係各課(室)に対し、ファクシミリ新設時の事務処理について周知し、新設する課が適切に事務処理を行っていれば防げた事例であることから、今後は、ファクシミリ新設時の事務処理及び支出に関する分担等について周知徹底されたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>行政財産使用許可後、直ちに調定決議書を作成し、行政財産使用料の収納に遅延が生じないようにした。また、調定手続きについてのスケジュールを事前に課内でチェックすることにより、再発防止を図った。</p> <p>ファクシミリ新設時の事務処理及び支出に関しては、ファクシミリ用回線を使用する課であることを課内で周知徹底した。また、組織改編に伴う電話回線の新設、移設の照会時に、関係課(室)へ回線開設時の事務処理及び支出については、ファクシミリ用回線を使用する課であることを周知徹底し、適正な事務の執行を図ることとした。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>公用車の定期点検整備の未実施について</p> <p>公用車の定期点検整備が未実施となっていた公用車が平成29年度において本庁で5台、出先機関で96台認められた。</p> <p>定期点検整備が未実施となっていた原因は主として、公用車保有課（室）の失念等によるものであるが、自動車の定期点検整備は道路運送車両法により実施が義務づけられており、また、定期点検整備未実施による整備不足に起因した事故の発生のおそれも危惧される。</p> <p>公用車の管理を所掌する管財課は、これまで数回にわたり公用車保有課（室）に対して、定期点検整備の実施に関する周知を行っている。また、毎年、公用車保有課（室）からの定期点検整備の実施状況の報告を受けているが、状況の把握にとどまっている。</p> <p>今後、管財課において、定期点検整備未実施の公用車保有課（室）に対し、公用車の適正な管理について万全の措置を講ずるよう指導されたい。（意見事項）</p>	<p>平成30年10月12日に全庁あてに公用車の定期点検整備実施の徹底を行うとともに未実施の職場に対しても確実に実施するよう通知した。また、同年10月18日付けで平成29年度未実施の所属に対し、平成30年度定期点検の実施状況の照会を行い、その結果に基づき未実施の所属に対して個別に定期点検整備を実施するよう指導した。</p>
<p>地域振興部</p> <p>奥大和移住・交流推進室</p>	<p>平成30年 7月19日</p>	<p>負担金の交付決定及び支出負担行為の遅延について</p> <p>平成29年度の近鉄と連携した奥大和の魅力発信事業負担金の交付について、事業の開始時期から約3か月遅延して交付決定を行っていた。また、これに係る支出負担行為が遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び負担金交付要綱に基づき、事業の開始までに交付決定を行うよう適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p>	<p>今後は、事業の相手方との協議は事業開始時期を見据えて計画的に行い、奈良県補助金等交付規則及び負担金交付要綱に基づき、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
<p>うだ・アニマルパーク振興室</p>	<p>平成30年 7月19日</p>	<p>修繕業務契約の履行確認の不備について</p> <p>焼却炉等機器定期点検等整備委託結果に伴う修繕業務契約について、仕様書に基づく必要な書類である施工計画書及び部品図、作業</p>	<p>仕様書に基づき、発注先に必要な書類の提出を求め、提出させた。</p> <p>今後は、契約書及び仕様書</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>日報、監督職員との協議記録を提出させていなかった。 今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な書類の提出を求め、適正な監督、検査に努められたい。 (注意事項)</p> <p>公有財産台帳への登録漏れについて 売却により処分した土地について、公有財産台帳に登録されていない事例が1件認められた。そのため、議会の決算認定に付する際に提出することとなっている財産に関する調書に、平成28年度中に異動のあった内容が登録されないままとなっていた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に公有財産台帳に登録すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>に基づき必要な書類の提出を求め、適正な監督、検査に努める。</p> <p>管財課の指導により公有財産台帳への登録は完了した。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき早急に公有財産台帳に登録する。</p>
文化振興課	平成30年 6月7日	<p>実行委員会負担金に係る実績報告書の不十分な審査について ムジークフェストなら2015に対するムジークフェストなら実行委員会負担金の実績報告書について、事業費の計上漏れにより事業費の額及び次年度繰越金の額の誤りがあったにもかかわらず、当該実績報告書をもとに額の確定を行っていた。 なお、ムジークフェストなら2016の実績報告書では、前年度繰越金として、ムジークフェストなら2015の実績報告書の上記の誤った次年度繰越金の額と同額ではなく、正しい額が計上されていた。 結果として平成27、28両年度と同負担金の額に影響は生じなかったものの、今後は、実績報告書の審査に当たり、同負担金の対象となる事業費の額等について十分確認した上で額の確定を行うとともに、適正な会計事務処理について実行委員会に対する指導を徹底されたい。 (注意事項)</p>	<p>ムジークフェストなら実行委員会の歳入歳出に係る事務処理について、平成28年度以降、実行委員会内部のチェックを強化するよう指導し、歳入歳出に係る事務処理について、事業担当者は自ら起票せず、別の職員が起票することによりダブルチェックを行うこととした。また、出納の月次確認を行うとともに、実行委員会会則を遵守し、決算書作成後の実行委員会監事による監査や実行委員会への報告も行うこととし、平成28年度以降は、決算の誤りは生じていない。 また、平成30年度からは、実行委員会からの収入及び実行委員会に対する支出に係る事務処理について、実行委員会を所管しない係による収入及び支出事務関係書類の審査を行うこととするなど、適正な事務執行の担保により一層努めているところである。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
文化資源活用課	平成30年 6月7日	<p>契約書の作成及び支出負担行為の遅延について</p> <p>県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、業務委託について、業務着手後、遅延して契約書を作成していた事例が認められた。また、これに係る支出負担行為が遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、委託契約に係る事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
健康福祉部 障害福祉課	平成30年 7月17日	<p>指定管理業務委託に係る委託料の支払時期等について</p> <p>平成29年度の障害者総合支援センター・福祉パーク指定管理委託業務について、基本協定書に基づき、指定管理者である奈良県社会福祉事業団に対し、当該年度分の委託料の全額を6月に前金払していた。</p> <p>同委託業務の平成28年度実績報告書によると、事業活動支出の大半が人件費であり、年度当初に支払が集中する経費でないと考えられることから、委託料の適切な支払時期等について検討されたい。</p> <p>(意見事項)</p>	<p>指定管理業務委託料の四半期による支出について、指定管理者である（福）奈良県社会福祉事業団と協議の上、基本協定書変更や支出開始時期について検討している。</p>
地域包括ケア推進室	平成30年 7月17日	<p>補助金の変更承認申請の不適切な取扱いについて</p> <p>平成28年度生活支援体制整備事業促進補助金の交付について、変更承認の申請が必要となる事実が生じていたにもかかわらず、補助事業の進捗状況を確認していなかったため、当該事実を把握しておらず、変更の承認手続を行っていない事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、変更申請が適切に行われるよう補助事業者への指導及び周知に努めるとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>補助事業者に対し、補助対象事業内容を十分に理解し、変更承認の申請が必要となった場合は、適時適切に変更申請を行うよう周知徹底した。</p> <p>今後は、同様の事案が発生することのないよう、補助事業の進捗状況の把握を定期的に行うよう職員へ注意喚起を行うとともに、適時の変更承認申請を受け、適正な事務の執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
健康づくり推進課	平成30年 7月17日	<p>補助金の交付に係る不適切な事務処理について</p> <p>平成28年度がん検診勧奨・再勧奨支援事業補助金の交付事務について、交付の決定前に実施した事業に対して補助金を交付している事例が認められた。また、変更承認の申請が必要となる事実が生じていたにもかかわらず、補助事業の進捗状況を確認していなかったため、当該事実を把握しておらず、年度末に変更承認申請書を受理し、変更承認を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱について内容の周知徹底を行い、規定に基づいた適正な事務の執行に努める。</p>
こども・女性局 女性活躍推進課	平成30年 5月11日	<p>委託契約書の内容の不備について</p> <p>公募型プロポーザルで事業者を決定した委託契約について、プロポーザル実施後に事業者と合意した業務内容を仕様書に反映せず、プロポーザルの公告時の仕様書のままで委託契約を締結していた事例が認められた。</p> <p>委託業務は、合意された業務内容が実施されているものの、契約書に添付する仕様書は業務の指示書であり、その内容は正確を期さなければならないことから、今後は適正な契約事務を行われたい。 (注意事項)</p>	<p>公募型プロポーザルにより事業者を決定した委託契約については、プロポーザル実施後の事業者と合意した業務の内容を仕様書に反映した上で委託契約を締結し、契約期間中に業務内容に変更が生じた場合は、変更契約を行うなど、適正な契約事務を行うよう課員全員に周知徹底した。</p> <p>会計局実施の契約事務基本研修資料をもとに各係長から係員に指導を行うことにより、遺漏のないよう適正な契約事務に努めている。</p>
こども家庭課	平成30年 5月11日	<p>債権管理簿の不備について</p> <p>こども家庭課が所管する児童措置費負担金に係る未収金の債権管理事務について、当該未収金の債権に係る督促、催告、分割納付、不納欠損等の事務は、当該事務ごとに文書管理されているものの、税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針により整備することとされている債権管理簿が整備されていなかった。</p> <p>債権管理簿に記載する債権に関する記録は、債権管理の最も基本的な事項であり、法的措置等を行う際にも重要な資料となることから、債権に係る納付指導などの情報を中央こども家庭相談センター</p>	<p>こども家庭課における児童措置費負担金に係る未収金の債権管理事務については、事務ごとにではなく、指摘を受け、1つのデータファイルにまとめ債権管理簿として整備したところである。</p> <p>債権に係る情報は、中央こども家庭相談センター及び高田こども家庭相談センターと共有し、適切な管理を行い、収納の促進に努めている。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		及び高田こども家庭相談センターと共有するとともに、債権管理簿を整備し、債権ごとに適切な管理を行うべきである。(指摘事項)	
医療政策部			
企画管理室	平成30年 7月23日	郵便切手の過大な保有について 平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額の切手を保有していた。郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最少限にとどめるなど、効率的な予算執行に努めるべきである。(指摘事項)	現在保有する多額の郵便切手について、年間使用額を勘案した必要最小限の保有にとどめるよう、郵便切手を使用する事務の見直しを行い、効率的な予算執行に努める。
医師・看護師確保対策室	平成30年 7月23日	収入証紙収納簿の記載誤りについて 証紙収入について、交付手数料を除き、申請書を受理した日に消印を行い、消印日を証紙収納簿に収納月日として記載することと定められているが、証明事務手数料について、証明書交付日を証紙収納簿に収納月日として記載していた。今後は、奈良県収入証紙条例及び関係規則等に基づき適正に処理されたい。(注意事項)	奈良県収入証紙条例及び関係規則等に基づき、申請書を受理した日に消印を行い、消印日を証紙収納簿に収納月日として記載するよう改善した。
病院マネジメント課	平成30年 7月23日	契約保証金の受入事務の遅延について 奈良県総合医療センター建替整備事業嘱託登記業務委託について、契約保証金の受入れが契約日から約8か月遅延していた。今後は、関係法令等に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)	今後は、契約保証金が発生する場合は、奈良県契約規則に基づき、契約締結と同時に契約保証金の受入れを行うよう適正な事務の執行に努める。
保健予防課	平成30年 7月23日	郵便切手の過大な保有について 平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)	切手の使用については、平成30年7月までにほぼ使い切った状態であり、高額切手についても、後納制度を活用するなど適正使用に努めている状況である。今後も購入金額が過大にならないよう適正な予算執行に努める。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>補助金の交付に係る不適切な事務処理について 平成29年度の結核予防費（健康診断）県費補助金について、交付の決定前に実施されていた事業に対して補助金を交付している事例が認められた。 今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な補助金交付事務の執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>契約保証金の受入事務の遅延について 平成29年度夜間休日移送体制事業委託について、契約保証金の受入れが遅延していた。 今後は、関係法令等に基づき適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、収入事務、支出事務等について、不適切な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。（注意事項）</p>	<p>奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱について内容の周知徹底を行い、規定に基づいた適正な事務の執行に努める。</p> <p>奈良県契約規則等契約関係の規定について内容の周知徹底を行い、適正な事務の執行に努める。</p> <p>事業執行伺、支出負担行為決議書等について、会計関係の規定に適合しているかを事業担当補佐に加え、総務担当補佐により確認するようチェック体制を強化する。 併せて、会計局や企画管理室主催の研修への参加や会計局の資料等による学習を促す等適正な事務処理に向けての取組を行う。</p>
薬務課	平成30年 7月23日	<p>郵便切手の過大な保有について 平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p>	<p>郵便切手を使用する事務の見直しを行い、使用に必要な金額を都度購入するよう努めている。今後も過大な保有とならないよう適正な予算執行に努める。</p>
<p>くらし創造部</p> <p>企画管理室</p>	平成30年 5月22日	<p>資金前渡に係る不適切な事務処理について 交際費の資金前渡について、資金前渡職員の異動の際に、支出命</p>	<p>資金前渡にかかる適正な事務処理について、改めて資金</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>令者は、引き継がせる必要性がない前渡資金の残金を後任者に引き継がせていた。</p> <p>また、異動の際に、前任者は、支出命令者に対し精算手続を行わなければならないのに、当該手続を行っていなかった。</p> <p>さらに、後任者が前渡資金の残金の引継ぎ後の支払、精算及び返納を行うべきであるのに、前任者の名義で行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)</p>	<p>前渡職員に注意喚起した。</p> <p>今後とも、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務処理に努める。</p>
スポーツ振興課	平成30年 5月22日	<p>実行委員会負担金に係る精算について</p> <p>平成28年度の市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会負担金の実績報告書について、市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会は、収支決算の収支差額を翌年度に繰り越し、繰越額も前年度と比べて増加していた。そして、この実績報告書を審査したスポーツ振興課は、その収支決算に基づいて額の確定を行っていた。</p> <p>今後は、県予算の会計年度独立の原則の趣旨等を踏まえ、同負担金の対象事業、負担割合等を明確にするとともに、実績報告書の受理に際しては、同実行委員会に対し、厳正な審査及び指導を行われたい。 (意見事項)</p> <p>補助金の変更手続の遅延について</p> <p>平成28年度の国民体育大会派遣事業補助金の増額に伴う変更手続について、変更の支出負担行為及び変更交付決定を、当該事業の変更事由が発生したとすると7か月以上遅延して、実質的には補助対象事業の終了後に行っていた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱等に基づき、補助金交付事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>平成29年度から、負担金の対象事業、負担割合等を明確にするとともに、交付対象経費への県負担金の使途明細を明らかにした上で、額の確定を行った。</p> <p>今後とも、交付対象経費への県負担金の使途明細等を明らかにした上で、厳正な審査を実施するとともに指導を行う。</p> <p>平成29年度から、補助金の執行状況を、補助先である（公財）奈良県体育協会から随時把握し、変更事由が発生した際には速やかに変更申請するよう指示、受理した後、変更交付決定を行った。</p> <p>今後とも、補助金交付事務の執行に当たっては、補助金の執行状況を随時把握し、適正に必要な手続を行うよう努める。</p>
人権施策課	平成30年 5月22日	<p>補助金に係る交付申請書及び実績報告書の不十分な審査について</p> <p>平成28年度の隣保館運営等事業</p>	<p>補助金交付事務においては</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>補助金に係る交付事務手続について、補助事業者が交付申請書に添付すべき書類が不足していたり、記載内容の誤った書類が実績報告書に添付されていたりなどしているのに、これらに基づいて交付決定及び額の確定を行っていた事例が多数認められた。</p> <p>本件については、結果として補助対象事業の実施や補助金の額に影響は生じなかったものの、今後は、必要な書類を補助事業者から徴し、それらの書類の内容を精査するなどして、十分な審査を行うよう努められたい。(注意事項)</p>	<p>申請書及び添付書類の審査をより厳正にするとともに、市町村職員に対し事務の適正化について指導徹底に努める。</p> <p>また、市町村職員に対して、補助金交付申請の際の必要書類、記載方法、留意すべき事項、過去から多発している不備の事例を共有し、事務の適正化について注意喚起を行った。</p> <p>今後とも、再発防止に努めるとともに、適正な事務の執行に努めていく。</p>
消費・生活安全課	平成30年 5月22日	<p>収入証紙貼付け委託受付簿に記録していなかったことについて</p> <p>消費・生活安全課は、申請者から収入証紙に係る貼付けを受託していたが、収入証紙貼付け委託受付簿に必要事項を全く記録していなかった。</p> <p>今後は、奈良県収入証紙条例施行規則及び関係通知に基づき適正に処理されたい。(注意事項)</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>電話代の資金前渡について、資金前渡職員は、自動口座振替ができなかったため、別途支払ったことにより不要となった前渡資金を返納期限までに返納していなかった。その後、異動となった際にも返納しないまま後任の資金前渡職員に引き継いでいた。</p> <p>後任の資金前渡職員は、引継ぎ後速やかに返納すべきであったのに8か月以上返納していなかった。</p> <p>また、所属長は資金前渡職員に対する月例検査を適切に行っておらず、当該前渡資金を早期に返納するよう命じていなかった。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>収入証紙の貼付けを受託した場合は、証紙貼付け委託受付簿に遺漏なく記録している。今後とも適正な事務処理に努める。</p> <p>資金前渡に係る事務処理について、改めて資金前渡職員に注意喚起するとともに、所属長による月例検査を適切に実施している。今後とも、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>郵便切手の過大な保有について 平成28年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>郵便切手の保有残数を的確に把握し、必要最小限の購入に徹している。今後とも、効率的な予算執行に努める。</p>
<p>景観・環境局</p> <p>景観・自然環境課</p>	<p>平成30年 5月9日</p>	<p>歴史的風土保存買入地景観管理事業におけるかご枠の補修工事について 歴史的風土保存買入地景観管理事業について、過年度に設置したかご枠の一部が変状したため、かご枠の補修工事を行っているが、かご枠設置時の事前調査、設計及び設置時の対応状況によっては、回避できた可能性が思料される。 今後、かご枠の設計に当たっては、資材の特性等の諸条件を十分に検討し、調査、設計及び施工に努められたい。 (意見事項)</p>	<p>今後は、かご枠の工事が必要な場合は、事前に調査を行い、工法や資材の特性等の諸条件を十分に検討した上で、設計及び施工を実施する。 今後とも、工事発注事務においては、関係法令等に従い、適正な事務処理に努める。</p>
<p>農 林 部</p> <p>担い手・農地マネジメント課</p>	<p>平成30年 8月9日</p>	<p>貸付金に係る不十分な債権管理について 農業改良資金貸付金の未収金に係る債権管理事務について、税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針に規定されている納付交渉や財産調査の手続を平成25年6月以降実施していなかった事例が認められた。 今後は、同指針の規定に従うとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な債権管理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>農業改良資金貸付金の未収金については、返還義務のある連帯保証人に対し訪問指導を実施した。 今後は、指針の規定に基づき、計画的な訪問指導や文書による督促と現況確認を行い、管理職職員による複数チェック体制の強化を行うなど、適正な債権管理に努める。</p>
<p>農村振興課</p>	<p>平成30年 8月10日</p>	<p>収入証紙収納簿の記載誤りについて 証紙収入について、交付手数料を除き、申請書を受領した日に消印を行い、消印日を証紙収納簿に収納月日として記載することと定められているが、証明事務手数料について、証明書交付日を証紙収</p>	<p>今後は、奈良県収入証紙条例及び関係規則等に基づき適正に事務処理を行う。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>納簿に収納月日として記載していた。</p> <p>今後は、奈良県収入証紙条例及び関係規則等に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)</p>	
新たな森林管理体制準備室	平成30年 8月10日	<p>設計変更手続に係る不適切な事務処理について</p> <p>工事請負契約について、設計変更を行う時は受注者と協議し、発注者と受注者とが変更内容について合意したことを示す設計変更協議書を取り交わすこととなっているが、取り交わしていない事例が認められた。</p> <p>今後は、工事請負契約書等に基づき、設計変更手続事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>土木事業の事務処理手続については、関係通知等の確認を行い、適正に事務処理を行うこととした。また、設計変更が生じた際は、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて」及び工事請負契約書に基づき、書面にて協議を行い、決裁課程において手続フロー図の該当箇所を添付するなど、適正な事務の執行に取り組む。</p>
奈良の木ブランド課	平成30年 8月10日	<p>契約書の作成及び支出負担行為の遅延について</p> <p>県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、業務委託について、業務着手後、遅延して契約書を作成していた事例が認められた。また、これに係る支出負担行為が遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>契約書や支出負担行為決議書の作成遅延を防ぐため、チェックシートの作成を行い、事務の執行状況を把握するよう改善した。また、複数の担当者による確認や、管理職職員による業務の進行管理・事務処理状況の確認を行うなど、今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき事務の適正な執行に努める。</p>
森林整備課	平成30年 8月10日	<p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>工事請負契約に係る契約保証金について、保険会社と請負業者との履行保証保険契約の締結日より前に、契約保証金を免除し工事請負契約を締結している事例が認められた。今後は奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>今回の注意事項について課内で情報共有するとともに、契約締結前に複数の担当者による書類確認を徹底するなど、今後は、奈良県契約規則に基づき適正な事務の執行に努める。</p>
<p>県土マネジメント部</p> <p>企画管理室</p>	平成30年 8月2日	<p>タクシー乗車券の不適切な管理について</p> <p>タクシー乗車券の使用に当たって、乗車券取扱責任者は、乗車券交付の際、交付簿等に交付年月日、券使用者名及び使用目的を記入す</p>	<p>タクシーチケット管理者によるチケット交付、交付簿への記入、及び使用状況の適正管理を徹底する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ることとされており、また、券使用者は未使用の場合、当該乗車券を取扱責任者に速やかに返還することとされているのに、タクシー乗車券1枚分について、交付簿等に上記の事項の記入がなく、また、当該タクシー券は未使用であるのに返還されていなかった。</p> <p>今後は、関係通知に基づき、適正な管理に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	
道路建設課	平成30年 8月2日	<p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>工事請負契約に係る契約保証金について、請負業者が委託した保険会社との工事履行保証契約の締結日より前に、契約保証金を免除し工事請負契約を締結していた事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>工事請負契約において請負業者と保険会社との工事履行保証契約の締結をもって契約保証金を免除する場合は、工事履行保証契約締結の確認を行った上、工事請負契約を締結するなど、奈良県契約規則に基づいた適正な事務の執行に努める。</p>
道路環境課	平成30年 8月1日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>平成29年度中に予定していた自転車周遊マップの郵送配布が未実施となり、年度末の保有残高が多くなったが、平成30年5月に配布を完了した。その結果、切手の保有残高は適正となった。</p> <p>今後は、更に計画的な事業執行を心がけると同時に、必要枚数を的確に把握して購入抑制し、必要最小限の保有にとどめるよう努める。</p>
道路管理課	平成30年 8月1日	<p>タクシー乗車券の不適切な管理について</p> <p>タクシー乗車券の取扱いについて、前回の監査での指導を受け、年度当初に全課員にタクシー乗車券を交付していたことを改め、平成29年度からは必要の都度交付し、未使用の場合には返還させることとしていた。しかし、タクシー乗車券1枚について、タクシー乗車券の交付簿等に交付年月日等の記入がなかったため、その交付及び使用の確認ができず、所在が不明となっていた事例が認められた。</p> <p>今後は、関係通知に基づき、タ</p>	<p>平成30年度からは、タクシー乗車券を鍵の掛かるキャビネットに保管することとしている。また、取扱責任者がタクシー乗車券を交付、返却を受ける際には、交付簿に記載するとともに、所属長によるチェックを実施するなど、取扱には十分な注意を払うことにより、関係通知等を遵守し適切な管理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>クシー乗車券の交付の際には、タクシー乗車券の交付簿等に交付年月日、券使用者名及び使用目的を明記し、適正な管理に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について 業務委託契約に係る契約保証金について、受注者が委託した保険会社との工事履行保証契約の締結日より前に、契約保証金を免除し業務委託契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、入札日を早め実施するとともに、落札後速やかに契約書案を落札者に提示することにより、落札者が履行保証保険契約を適切に締結できる期間を確保し、奈良県契約規則に基づいた適切な事務執行に努める。</p>
<p>まちづくり推進局</p> <p>地域デザイン推進課</p>	<p>平成30年 7月26日</p>	<p>自動車の使用承認及び使用報告の確認の不備について 自動車の使用に当たっては、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用後その使用状況を所属長に報告することとされているのに、所属長による使用承認、使用報告の確認が全く行われていなかった。 今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に則り、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>自動車の使用に当たっては、自動車の管理及び使用に関する規則に則り、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用後は所属長に報告を行っている。</p>
<p>奈良公園室</p>	<p>平成30年 7月26日</p>	<p>実行委員会負担金に係る精算について 平成28年度の若草山焼き行事实行委員会負担金の実績報告書について、若草山焼き行事实行委員会、収支決算の収支差額を翌年度に繰り越し、繰越額も前年度と比べて増加していた。そして、この実績報告書を審査した奈良公園室は、その収支決算に基づいて額の確定を行っていた。 今後は、県予算の会計年度独立の原則の趣旨等を踏まえ、同負担金の対象事業、負担割合等を明確にするとともに、実績報告書の受理に際しては、実行委員会に対し、厳正な審査及び指導を行われたい。 また、当該負担金の交付事務を</p>	<p>実行委員会負担金に係る精算について、今後は、交付対象経費への県負担金の使途明細を明らかにした上で、審査を実施することとした。また、実行委員会負担金の適切な審査を確保するため、交付事務担当職員と別に検査職員を指定するよう見直した。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>担当する職員が、負担金の交付申請や交付対象事業を行う実行委員会の事務局長及び事務局員を兼務しており、このような場合、一般論として、客観性が必ずしも確保されないことから、負担金の適切な審査のためには十分といえない面がある。</p> <p>今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員と異なる者を検査職員として指定するなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を検討されたい。(意見事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>工事請負契約及び業務委託契約に係る契約保証金について、請負業者が委託した保険会社との工事履行保証契約、又は保険会社と受注者との履行保証保険契約の締結日より前に、契約保証金を免除し工事請負契約及び業務委託契約を締結していた事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>契約保証金免除に係る事務処理について、今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務執行に努める。</p>
住まいまちづくり課	平成30年 7月26日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>業務委託契約に係る契約保証金について、保険会社と受注者との履行保証保険契約の締結日より前に、契約保証金を免除し業務委託契約を締結している事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づ</p>	<p>今後は、必要枚数を的確に把握し、必要最小限の保有にとどめるなど、効率的な予算執行に努める。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		き、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	
<p>会 計 局</p> <p>会計局</p>	<p>平成30年 8月7日</p>	<p>機械による警備業務委託の競争性及び透明性の確保について</p> <p>平成29年度の機械による警備業務委託契約について、定期の財務監査において、警備機械の設置業者であることを理由に、入札等を実施せず、当該業者を指定して契約の相手方とする単年度の単独随意契約を継続して締結している事例が25件認められた。</p> <p>機械による警備業務委託契約については、長期継続契約が可能とされており、会計局において、平成29年5月に、競争性及び透明性を確保する必要に鑑み警備機械の本体部分を交換する必要がある時点で入札等を実施するよう各課長等に通知したところである。</p> <p>しかし、警備機械は長期にわたり使用が可能であることに加え、設置業者の判断で必要なときに随時に機械の更新が行われるなど、警備機械の本体部分の交換が必要となる時期を発注者側で判断することは困難なことから、今後も引き続き、入札等を実施することなく単年度の単独随意契約を締結する状態が継続するおそれがあると考えられる。</p> <p>今後は、機械による警備業務委託契約について、競争性及び透明性の確保を図るため、同一業者との随意契約の通算年数には一定の限度を設けるなど、長期継続契約の締結を促進するよう指導を徹底されたい。 (意見事項)</p>	<p>地方公共団体が契約をする場合、一般競争入札が原則であり、随意契約はあくまでも例外的な取扱であるということ踏まえて、「随意契約の締結に関する取扱基準」を見直し、平成31年度の契約からは予定価格に応じ、原則として見積合わせや入札を実施すること、また、長期継続契約の方が有利である場合は、その活用を検討することについて平成30年12月27日付けで庁内に通知をした。</p>
<p>教 育 委 員 会</p> <p>教育振興大綱推進課</p>	<p>平成30年 8月20日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>業務委託において、業務着手後約10か月遅延して支出負担行為を行っている事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為等の事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
学校支援課	平成30年 8月16日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(注意事項)</p> <p>契約書の作成及び支出負担行為の遅延について</p> <p>県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、工事請負契約及び業務委託契約について、工事完了後又は業務着手後大幅に遅延して契約書を作成していた事例が認められた。また、これに係る支出負担行為が遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努めるべきである。</p> <p style="text-align: center;">(指摘事項)</p>	<p>平成29年度の切手購入については、平成27、28年度の切手使用実績に基づき、購入計画を立て、計画的に購入を行ったが、年度末の郵便発送が、当初想定していた切手による発送（時間外の発送）ではなく、後納郵便による発送（時間内の発送）となったことから、結果として年度末の切手保有残高が多くなることとなった。</p> <p>今後は、切手の購入について、過去の実績のみならず、当年度の使用枚数を随時把握の上、購入計画を適宜見直し、より適切な切手の保有に努める。</p> <p>奈良県契約規則第17条第1項に基づき、契約の締結をしようとするときは、遅滞なく契約書を作成するとともに、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為等の事務の適正な執行に努める。</p>
教職員課	平成30年 8月20日	<p>奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するための振替通知書等の金額の誤りについて</p> <p>教育職員免許状の授与証明手数料に係る消印した証紙について、証紙収納実績報告書により、件数、金額等の収納実績を会計局に報告することとされているが、平成30年1月分から3月分までの金額を誤って報告し、また、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するために会計局に提出する振替通知書でも金額を誤って通知していた事例が認められた。</p>	<p>今後は、複数の職員によるチェックを行い、関係通知に基づき、適正な処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>そのため、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料への振替額が、500円少なくなっていて、決算額にも影響していた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき適正に処理されたい。(注意事項)</p> <p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>郵便切手の保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、効率的な予算執行に努める。</p>
文化財保存課	平成30年 8月17日	<p>公有財産取得に係る不適切な事務処理について</p> <p>平成28年度に締結した土地購入に係る売買契約について、年度内に不動産登記の手続が完了しなかったにもかかわらず、当該年度の予算から代金を支払っていた事例が認められた。また、平成28年度の売買契約により引渡しを受けた土地を公有財産台帳に登録していない事例が2件認められた。そのため、議会の決算認定に付する際に提出することとなっている財産に関する調書に、登録されないままとなっていた。</p> <p>今後は、会計年度独立の原則に基づき、適正な予算執行を行うとともに、土地を取得した場合は適時に公有財産台帳に登録するなど奈良県公有財産規則及び奈良県会計規則に基づき、適切な事務執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>年度内に登記手続が完了しなかった原因は、法務局へ書類申請した際に名義人の住所が変更されていることが判明し、不動産登記簿の住所変更を指示されたことにある。</p> <p>今後は、法務局へ提出する書類の事前確認を十分に行うとともに、補正指示を予想して、早めに手続を進めることとする。</p> <p>また、公有財産台帳に登録していない2件については速やかに登録を完了させた。</p> <p>今後は、土地購入に関する手続一覧を作成して起案に添付し、随時進捗をチェックできるようにする。加えて、複数人の目でチェックすることで、手続漏れを防止することとする。</p>
警察本部 県警本部	平成30年 7月31日	<p>警察学校の給食食材費の取扱いについて</p> <p>警察学校の給食は業務委託契約により行われており、警察学校は、警察学校の入校生が負担する給食材料費について、公務の一環として、月ごとに各入校生から収納し、</p>	<p>給食食材費の取扱いについて、学校給食事業の中の業務ととらえ、部内監査において、資金の出納状況等に関して出納簿をはじめ関連書類の突合</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>委託業者に一括して支払っているが、警察学校の公金口座以外の警察学校担当職員名義の口座で保管されており、歳計現金、歳入歳出外現金に該当する資金ではないものとして取り扱っている。また、給食食材費の平成29年度の収納額は計2,000万円を超過しており、多額となっている。</p> <p>しかし、その出納、保管、記録、報告、チェック等の手続、会計処理を担当する職員の範囲、義務及び責任等の給食食材費の会計処理のルールが明確ではなく、公務の一環として多額の資金を取り扱うのに必要となる、取扱いの適正性を確保するための内部統制の体制が整備されていない状況となっている。</p> <p>給食食材費について、内部統制を十分機能させて、公務としての適正性を確保することができるよう、取扱いのあり方を検討されたい。 (意見事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>工事請負契約に係る契約保証金について、請負業者が委託した保険会社との工事履行保証契約の締結日より前に、契約保証金を免除し工事請負契約を締結していた事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷(過失割合が一定以上のもの等)が認められた。</p> <p>公用車の使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>等を行うことにより、内部統制の体制を整備し、適正経理に努めている。</p> <p>今後は、他府県警察学校の現状を参考にしつつ、給食食材費の取扱方法について検討していく。</p> <p>今後は、保険会社と請負業者との履行保証保険契約の締結をもって契約保証金を免除する場合においては、当該保険証券の確認を徹底し、契約を締結するとともに、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>職員に対して、県民の模範となるよう常に道路交通関係法令を遵守し、及び交通事故を未然に防止するため、具体的な指示指導を徹底した。</p> <p>引き続き、運転技能習熟訓練の実施、あらゆる機会を通じた指示指導のほか、加害交通事故の発生原因の組織的把握・分析と検証結果を踏まえた指導・教養等を徹底し、事故の発生を未然に防止する取</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、収入事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組ま (注意事項)</p>	<p>組を行っていく。</p> <p>今後の事務の執行について、関係法令や規則等に基づいた処理を行っているか確認の徹底を図るとともに、各決裁過程において、チェック体制の一層の強化を図り、適正な事務の執行に努める。</p>

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>地域振興部</p> <p>檀原考古学研究所</p>	<p>平成30年 3月22日</p>	<p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について指摘をつけたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>適正な事務処理を確保するため、今後関係法令や条例・規則に基づいて適正に処理するとともに、事務処理体制の整備と決裁過程におけるチェック体制の見直し等、内部統制の強化・充実を努める。</p>
<p>美術館</p>	<p>平成30年 6月7日</p>	<p>つり銭用現金保管簿の不備について つり銭用現金の管理に当たり、出納員等が備えるべきつり銭用現金保管簿が作成されていなかった。 今後は、奈良県会計規則及び通知に基づき、つり銭用現金保管簿を作成し、適正なつり銭用現金の管理を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>調定事務の遅延について 平成27年度に美術館が販売した、「ぐるっとパス関西」の販売料について、調定が遅延したことから、収納が1年以上遅延していた事例が認められた。 今後は、複数でのチェック体制を強化するとともに、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>不適切な契約事務について 展覧会用の展示作品の集荷、陳列、返却等の業務について、予算の裏付けのない翌年度に実施予定の業務を、当年度に実施する業務と一括して入札及び契約を行っていた事例が認められた。 今後は、会計年度独立の原則を遵守するとともに、関係法令に基づき適正な事務の執行に努められない。 (注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び通知に基づき、つり銭用現金保管簿を作成するとともに、複数の職員による確認を徹底し、適正なつり銭用現金の管理に努める。</p> <p>今後の再発防止のため、複数の職員による現金管理を徹底し、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>今後は、会計年度独立の原則を遵守し、年度毎の業務について契約事務を行うなど、関係法令に基づき適正な事務の執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、収入事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p>	<p>事務の執行に当たっては、今後関係法令や条例・規則に基づいて適正に処理するとともに、決裁課程におけるチェック体制を見直す等の事務処理体制を整備し、内部統制の強化・充実に努める。</p>
<p>こども・女性局</p> <p>高田こども家庭相談センター</p>	<p>平成30年 4月16日</p>	<p>収入証紙収納簿の記載誤りについて 証明書交付手数料に係る証紙収納簿の収納月日は、証紙消印日を記載するよう定められているが、証明書交付日を記載していた。収納月日の記載誤りにより、証紙特別会計から一般会計の歳入科目への振替額である決算額にも影響している。 今後は、奈良県収入証紙条例及び関係規則等に基づき適正に処理されたい。(注意事項)</p>	<p>奈良県収入証紙条例及び関係規則等に基づき、証明書交付手数料に係る証紙収納簿に記載されている収納月日を証紙消印日に修正した。 今後は、適切に処理していく。</p>
<p>くらし創造部</p> <p>橿原公苑</p>	<p>平成30年 3月22日</p>	<p>県有財産の使用料にかかる条例の適用誤りによる過徴収等について 公衆電話ボックス及び電柱に係る県有地の使用料について、平成20年度以降において使用料の額や徴収の根拠となる条例の適用誤りによる過徴収とともに、電柱に係る県有地の使用料について、平成24年度以降の徴収漏れの事例が認められた。 また、平成29年4月1日からは、電柱に係る県有地について占用許可の更新が行われていないのに、使用が行われていた事例が認められた。 今後は、奈良県立都市公園条例に基づき適正に使用料を徴収するとともに、占用許可を行う場合は都市公園法に基づき適時に行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>公衆電話ボックス及び電柱の使用料納入義務者に対しては、過徴収及び徴収漏れの経緯及び内容について丁寧に説明を行い、時効が到来していない期間の過徴収金の返還及び徴収漏れ使用料の徴収を行った。 占用許可の更新が行われていない電柱については、事案を確認し、速やかに適正に是正を行った。 また、再発防止のために、適用する関係法令、占用許可手続き及び使用料等について、複数の職員で研修を実施した。 今後も、マニュアル等の整備により同様の事案が発生することがないように努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>前渡資金の目的外使用について 公共料金の資金前渡による支払において、電話代の口座振替日を誤認して適時に電話代の料金に係る前渡資金の交付を受けなかったため資金不足となったことから、他の経費である電気代に係る前渡資金で一時的に支払をしていた事例が認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>委託業務完了前の支払について 業務委託について、業務が完了する前に委託料の全額を支払っていた事例が認められた。 今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。(注意事項)</p>	<p>本事案を受けて、前渡資金の取り扱い等について会計事務に関する職員研修を実施した。 今後は、複数の職員で口座振替日の確認を行い、同様の事案が発生することがないように努める。 今後とも、奈良県会計規則等に基づき適正な事務の執行に努める。</p> <p>履行確認が不十分なことから、次年度以降、適正な履行確認及び精算を行うよう是正した。 また、再発防止に向けて契約事務に関する職員研修を実施した。 今後は、関係法令に従い適正な検収事務を確実にを行い、再発防止に努める。</p> <p>事務処理を適正に行えるよう複数の職員で根拠となる法令や規則等について、会計及び契約事務に関する研修を実施した。 今後は、研修等を継続するとともに、決裁過程において複数の職員による相互確認を行い、内部統制の充実に努める。</p>
<p>まちづくり推進局</p> <p>馬見丘陵公園館</p>	<p>平成30年 4月16日</p>	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日後に支出している事例が認められた。自動車損害賠償責任保険料の後払は、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出については適正に処理されたい。(注意事項)</p>	<p>平成30年度においては業者に立替払をさせないように、車検日までには支払をしている。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>契約書の作成及び支出負担行為の遅延について</p> <p>県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、業務委託において、業務の完了後及び業務着手後大幅に遅延して契約書を作成していた事例が多数認められた。また、これに係る支出負担行為が遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、遅延しないよう適正な事務の執行に努める。</p>
<p>県営住宅管理事務所</p>	<p>平成30年 4月18日</p>	<p>前渡資金の交付の遅れについて</p> <p>公共料金の資金前渡による支払について、平成28年度の電話代に係る前渡資金の残高確認を怠り、適時に平成28年度不足分の交付を受けずに資金不足となったことから、平成29年度上期分の電話代に係る前渡資金で一時的に支払をしていた事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>自動車の使用承認及び使用報告の確認の不備について</p> <p>自動車の使用に当たっては、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用後その使用状況を所属長に報告することとされているのに、所属長による使用承認、使用報告の確認が全く行われていなかった。今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に則り、適正な事務処理に努められたい。(注意事項)</p>	<p>資金前渡口座の残高確認をその都度行うなど、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めている。</p> <p>自動車使用伺兼使用報告書による、所属長への使用承認、使用報告について、職員への周知徹底を行い、自動車の管理及び使用に関する規則に則り、適正な事務処理に努めている。</p>
<p>教 育 委 員 会</p> <p>添上高等学校</p>	<p>平成30年 4月18日</p>	<p>住居手当の認定の誤りについて</p> <p>住居手当の支給について、事務処理を誤ったため、1件の支給不足が認められた。</p> <p>今後は、住居手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>支給不足の住居手当については、直ちに過年度追給を行い支給を完了した。</p> <p>今後は、支給開始月の確認及び認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>手話通訳派遣料の誤払について P T A総会に係る手話通訳派遣料について、誤って県の予算から支出していた事例が認められた。 今後は、関係法令等に基づき、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>	<p>直ちに派遣料の返納手続を行い返納完了後、戻入処理を行った。 今後は、派遣料申請手続等において複数職員による相互確認を行い、関係法令等に基づき適正な事務処理に努める。</p> <p>今後は、事務の執行に際しては関係法令や規則等に基づいて処理を行い、決裁過程においては審査体制を強化し、内部統制の充実に努める。</p>
桜井高等学校	平成30年 4月23日	<p>通勤手当の認定の誤りについて 通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため2件の過払が認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>過払の通勤手当2件については返納が完了し、経路を見直し是正した。 今後は、通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p>
五條高等学校	平成30年 4月13日	<p>郵便切手等交付簿の検査漏れについて 郵便切手等交付簿について、かい長の確認及び検印が全く行われていなかった。 今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費等の徴収漏れについて 行政財産の目的外使用許可に伴い発生する光熱水費等については、実費相当額を使用者から徴収することとされているのに、その取扱いについて使用許可書に記載せず、徴収していない事例が認められた。 光熱水費等の徴収について、関係通知等に基づき、使用許可書に明記するとともに、事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>チェックを確実にを行う体制を確立した。今後は、適正な事務の執行に努めていく。</p> <p>平成31年度から、当該団体に対し光熱水費等の徴収を行い、使用許可書に徴収する旨記載することとする。 今後は、関係通知等に基づいた適正な事務の執行に努めていく。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
生駒高等学校	平成30年 4月18日	<p>収入証紙貼付け委託受付簿に記録していなかったことについて</p> <p>生駒高等学校は、申請者から収入証紙に係る貼付けを受託していたが、収入証紙貼付け委託受付簿に必要事項を全く記録していなかった。</p> <p>今後は、奈良県収入証紙条例施行規則及び関係通知に基づき適正に処理されたい。(注意事項)</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>役務費の資金前渡について、資金前渡職員が精算をすべき期間内に精算を行っておらず、また、所属長が精算を完了していない資金前渡職員に対し、資金前渡を重ねて行っている事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に処理されたい。(注意事項)</p>	<p>収入証紙貼付け委託受付簿に必要事項を記入している。</p> <p>今後は、奈良県収入証紙条例施行規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>出納員2名によるクロスチェックを行う。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務執行に努める。</p>
榛生昇陽高等学校	平成30年 4月23日	<p>契約書の作成及び支出負担行為の遅延について</p> <p>県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、業務委託において、業務完了後、大幅に遅延して契約書を作成していた事例が認められた。また、これに係る支出負担行為が遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>今後は、不適切な取扱いがないよう、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に則り、契約締結時に支出負担行為を行い、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務執行に努める。</p> <p>また、適正な時期に予算令達をするよう担当事業課と十分協議することとする。</p>
ろう学校	平成30年 4月9日	<p>予算の不適切な執行管理について</p> <p>日々雇用職員の労働保険料について、予算の令達依頼を適時に行わなかったため令達が遅延したことにより、正当ではない歳出科目である賃金から一旦支出し、令達後に正当な科目である共済費に更正していた事例が認められた。</p> <p>今後は、予算及び事務の執行管理を適切に行うとともに、予算規則に基づき適正な事務を行われたい。(注意事項)</p>	<p>日々雇用職員の労働保険料について積算を早期に行い、予算令達の依頼を適時に行う。</p> <p>今後は、予算及び事務の執行管理を適切に行い、予算規則に基づき適正な事務を行う。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>通勤手当の認定の誤りについて 通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため1件の過払が認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>特別支援学校児童生徒就学奨励費の誤払について 特別支援学校児童生徒就学奨励費における新入学児童生徒学用品・通学用品購入費について、債権者誤りによる誤払が8件認められた。 これは担当者による債権者の確認と内部のチェックが不十分であったためである。 今後は、このようなことが起こらないよう実効性のあるチェック体制の整備を図り、適切な事務処理に努められたい。(注意事項)</p>	<p>過払の通勤手当について返納が完了し、正規支給額に是正した。 今後は、バス料金の計算について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p> <p>過払の就学奨励費について返納が完了し、計算誤りを是正した。 今後は、二重のチェック体制を図り、適切な事務処理に努める。</p>
奈良養護学校	平成30年 4月18日	<p>通勤手当の認定の誤りについて 通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため1件の過払が認められた。 今後は、一般職の職員の給与に関する条例に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>過払の通勤手当について返納が完了し、経路を見直し是正した。 今後は、通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p>
明日香養護学校	平成30年 4月23日	<p>契約書の作成及び支出負担行為の遅延について 県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、工事請負契約について、工事完了後に契約書を作成していた事例が認められた。また、当該契約について、工事完了後に支出負担行為を行っていた。 さらに、請書による契約について、工事完了後に支出負担行為を行っていた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努めるとともに、管理職員による業務の進捗管理を行い、必要に応じた助言を職員に実施する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p data-bbox="153 241 387 275">警 察 本 部</p> <p data-bbox="196 315 368 349">奈良西警察署</p>	<p data-bbox="408 315 584 383">平成30年 2月20日</p>	<p data-bbox="604 315 1035 383">公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p data-bbox="604 389 1035 490">公用車の使用中の事故による損傷(過失割合が一定以上のもの等)が認められた。</p> <p data-bbox="604 497 1035 598">公用車の使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。</p> <p data-bbox="748 604 892 638">(注意事項)</p>	<p data-bbox="1056 389 1442 598">関係職員に発生状況を聴取して交通事故原因の検証を行い、全署員に対して朝礼や定例研修等を利用して、検証結果を反映した交通事故防止についての指導を行った。</p> <p data-bbox="1056 604 1442 913">また、交通事故防止対策の一環として、運転席からは見えない、車両の死角の危険性を認識させるため、実車を使用しての実践的な訓練や、運転経験の浅い署員を対象とした二輪運転訓練及び映像を活用した全署員を対象とする交通事故防止教養を行った。</p> <p data-bbox="1056 920 1442 1126">今後も継続して、安全運転意識に関する指導を行い、全署員の交通事故防止に対する意識の向上を図り、公用車使用中の交通事故の絶無に努める。</p>
<p data-bbox="196 1126 339 1160">香芝警察署</p>	<p data-bbox="408 1126 584 1193">平成30年 2月20日</p>	<p data-bbox="604 1126 1035 1193">公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p data-bbox="604 1200 1035 1301">公用車の使用中の事故による損傷(過失割合が一定以上のもの等)が認められた。</p> <p data-bbox="604 1308 1035 1408">公用車の使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。</p> <p data-bbox="876 1415 1019 1449">(注意事項)</p>	<p data-bbox="1056 1200 1442 1585">公用車使用中のすべての事故について、関係職員に対する発生状況の聴取と事故原因の検証を行い、結果を基に定例研修や朝礼時における交通事故防止等の指示を通じて安全運転に対する意識付けを図り、公用車使用中の事故に対する注意喚起を行うとともに、車両の適切な管理と安全運転の指導を行った。</p> <p data-bbox="1056 1592 1442 1727">また、全署員を対象とした車両運転訓練を実施して運転技能及び安全運転意識の向上を図った。</p> <p data-bbox="1056 1733 1442 1973">今後も、全職員に対して、あらゆる機会を通じて、公用車事故がもたらす職務執行上や財政上の影響も含め、継続して交通事故防止対策の指導を実施し、交通事故の絶無に努める。</p>

ウ 財政的援助団体

所属名 (所管課名)	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
奈良県道路公社 (道路建設課)	平成30年 8月21日	<p>通勤手当の認定の誤りについて</p> <p>通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため1件の過払が認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に留意されたい。(注意事項)</p>	<p>過払の通勤手当については返納が完了し、経路を見直し修正した。</p> <p>今後は、通勤手当の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p>